

福祉のまちづくり ⑪

おやさと研究所准教授
八木 三郎 Saburo Yagi

利用実態調査

障害者用駐車場の適正利用が行われず、利用者間コンフリクトが生起するなど、施設の運用面での課題が問われている。そこで今回は、某企業の取り組み事例を紹介し、適正利用に向けた問題解決への課題とは何かを検討したい。

筆者が現地調査した施設は、1,272 台の駐車場を備えた A 店である。ここは地方都市周辺の郊外幹線道路沿いに出店する戦略を基本とし、駐車スペースも多く備え、不特定多数の来客に対応する庶民の公的施設ともいえるところである。入店者数は一日平均約 3 万人規模の店となっている。その A 店における障害者用駐車場の利用は、オープン当時 (2006 年) は従来の障害者用駐車場では画期的ともいえる機械の導入によって、駐車場利用を考えた先進事例の施設である。具体的には障害者駐車場の表記を登録者専用と表示し、駐車機械 (ポップアップ式) を導入し、それによって適正利用を図るものである。



写真1 (登録者専用と書かれている)

もらい、駐車場を利用するという仕組みである。その対象者は申し込み者が自ら運転するか、同乗した場合に限られている。



写真2 (路面に専用と表示)

この駐車区域は目立つように青く塗り、車いすマーク・専用と大きく書かれ、駐車区域には駐車機械が敷設されている。この駐車場に停めた車は、機械が起動しロックされるようになって

この施設では、障害者用駐車場の利用は登録制を掲げ、利用者はあらかじめ手続をすることになっている。具体的には、利用者はサービスカウンターで身体障害者手帳、医師の診断書等証明できるものを提示して予め登録するシステムになっている。そして、専用の利用できる使用許可証とコインを

この駐車場に停めた車は、機械が起動しロックされるようになって

の障害者用駐車場に一般の人が駐車し、買い物後無理矢理出庫したため、車が傷つき、店側の駐車システムの広報不足ということで修理代を支払った事例である。

(事例2) 店舗1階東側、障害者用駐車場に一般の人が駐車し、それを他の客が注意したが逆に暴

行を受け、注意した本人からの要請により警察を呼ぶ展開となった。警察介入後、お互いが和解した。

(事例3) 車いす、妊婦、松葉杖のマークを表示した三角コーンで専用駐車場の利用対象者を示している。しかし、若い女性客の利用が多く、他の客から苦情が寄せられ、係員が本人に確認すると「いま妊娠中です」と答える女性客が多く、その苦肉の対応策として現在は車いすマークだけを表示している。



写真4 (以前) 車いすと妊婦マークを表示

↓ 現在



写真5 (現在) 車いすマークだけの表示

その対応策として、施設側は従業員の巡回時に利用上の注意喚起を行うものの、現段階では抑止力となっていない現状である。施設側としては、企業努力だけではどうすることもできず、今後は適正利用の法的強化など行政施策を切に望むということである。このシステムは結果的にその後、一度も稼働することなく現在に至っている。



写真3

調査結果は以上である。調査した施設はハートビル法 (高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律・現バリアフリー新法)、住みよい福祉のまちづくり条約に基づく認定店舗である。しかし、一般の人が混雑時に障害者用駐車場に車を停めるケースが後をたたく、利用者間でのトラブルが絶えないとのことである。